

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同企画社会推進課) 一
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 一
- 道路の区域変更 (道路課) 一
- 道路の供用開始 ( ) 二
- 土地改良事業計画の認可(四件) (北部地方振興事務所) 二
- 土地改良区役員の退任の届出 (気仙沼地方振興事務所) 二
- 監査委員
- 定期監査結果に対する措置の公表 三
- 外部監査人の監査の事務の補助 四

## 告 示

○宮城県告示第千四十八号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十一月十六日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 伊豆沼スワンス・アイ

一 代表者の氏名

只見 直美

二 主たる事務所の所在地

栗原市築館字横須賀山口十一番一

三 定款に記載された目的

この法人は、就労意欲のある障害者、就労の可能性のある障害者に対して、主に障害者自立支援法などに基づいて、障害者福祉サービスを行い、

障害者の就労促進、自立に寄与すること、また就労が困難な障害者に対しても生活支援や相談事業などを行うことにより、障害者福祉の増進を図り、社会に寄与することを目的とする。

平成二十二年十月二十八日

四 申請のあった年月日

○宮城県告示第千四十九号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。

平成二十二年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

栗原市築館字荒田沢四一の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

干害の防備及び公衆の保健

三 解除の理由

駐車場用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第千五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般県道

二 路 線 名 鳴瀬南郷線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
東松島市西福田字新十階松無番地先か	前A	六・〇	三五一・七	上記A及び

ら		同市西福田字新十階松無番地先まで	
		後	A
	B	六・五 八・五	六・〇 三五一・七
		四〇二・一	Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道	鳴瀬南郷線	東松島市西福田字新十階松無番地先から同市西福田字新十階松無番地先まで	平成二十二年十一月十八日

○宮城県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、江合川沿岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十二年十一月四日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十一月十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

○宮城県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、志田郡桑折土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十二年十一月四日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十一月十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

○宮城県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、大崎土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十二年十一月四日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十一月十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

○宮城県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、涌谷町土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十二年十一月四日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十一月十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

○宮城県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、階上大谷土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年十一月十六日

気仙沼地方振興事務所

所長 宮 原 賢 一

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年十一月一日	佐藤 一 夫	気仙沼市波路上杉ノ下二六〇番地	理事

## 留 柯 帳 目

○宮城県監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年11月16日

宮城県監査委員	内 海 大
宮城県監査委員	佐 々 木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成22年 8月24日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成22年10月 8日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金，母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び未熟児養育費において，収入未済があったので，収納促進と適切な債権管理を図らわたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・ H21年度収入未済額

現年度分 5,264,350円

過年度分 6,100,331円

合 計 11,364,681円

・ H20年度収入未済額

現年度分 1,113,881円

過年度分 5,499,642円

合 計 6,613,523円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H21年度収入未済額

現年度分 4,384,670円

過年度分 12,331,301円

合 計 16,715,971円

・ H20年度収入未済額

現年度分 4,620,221円

過年度分 9,880,681円

合 計 14,500,902円

○未熟児養育費

・ H21年度収入未済額

現年度分 108,236円

過年度分 69,070円

合 計 177,306円

・ H20年度収入未済額

現年度分 38,600円

過年度分 52,870円

合 計 91,470円

ロ 措置の内容

○生活保護扶助費返還金について

生活保護受給中の世帯については，地区担当員と債権管理担当者が，また，現在保護受給していない世帯については，債権管理担当者が，電話で納入指導や督促の訪問を行い納入促進を行っている。

収入未済発生防止策として，新規開始時に収入があった際の届出義務について説明し，意識付けを行うことにより収入申告の遅延による返還金の発生の防止を図ると共に，家庭訪問等による調査を行い保護受給世帯の収入の把握を図ることにより，返還金が発生しないよう努めている。

さらに，履行延期特約決定の際に面接し計画とおりに戻済するよう指導しているほか，滞納発生初期において指導を行うことにより滞納の常態化の防止に努めている。

H21年度収入未済額は，H22年 8月末現在

現年度分 5,133,350円

過年度分 5,943,331円

合計 11,076,681円  
(H21年度末より288,000円減少)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金未済額の収納促進について

債務者の償還状況や経済状況をもとに個々の状況に応じた償還指導方法の検討を行い、催告書の発送、電話による督促、自宅及び勤務先等の訪問を積極的に行うとともに生活状況に応じた分割納入の指導等を行った。

この結果、835,820円を回収して、平成22年8月末現在の未収額は15,880,151円となった。

また、未収金の発生防止策として、償還期間到来前に借受人に来所を促し、面接により改めて償還について説明し意識付けを行うことにより新規滞納の防止に努めるとともに、滞納発生初期において、重点的な償還指導を実施するなど滞納の常態化の防止に努めている。

H21年度収入未済額（平成22年8月末現在）

現年度分 4,324,720円  
過年度分 11,555,431円  
合計 15,880,151円

(H21年度末より835,820円減少)

○未熟児療育費未収額の収納促進について

債務者の住民税等課税状況を調査し、催告書の発送、電話による督促、自宅訪問を積極的に行い償還指導に努めた。

自宅訪問については滞納者と面談の上、早期納付を依頼し意識付けすることができた。なお、面談が実現できない者については今後も訪問等を繰返し実施するとともに勤務先訪問も実施する。

また、未収金の発生防止策としては、申請受付時にパンフレットをもとに制度の趣旨や自己負担金が発生することについて、これまで以上に強調し繰返し説明するとともに、滞納が発生した場合には自宅のほか勤務先を訪問する等の強い措置もあり得る旨を説明している。

H21年度収入未済額（平成22年8月末現在）

現年度分 108,236円  
過年度分 69,070円  
合計 177,306円

(2) 松島高等学校

イ 監査委員の報告の内容

授業料の過誤納金において、還付が遅延し還付加算金が生じたものが認められたので、今後

再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

二重に納付された授業料の還付手続きが遅延したものを。

- ・ 過誤納金 平成20年度第4期分授業料
- ・ 還付額 29,700円
- ・ 支払日 平成22年5月10日
- ・ 還付加算金 1,400円

ロ 措置の内容

指摘された事項の再発防止のため、事務執行に当たっては財務規則等関係例規を遵守し、令達書の内容確認、歳入整理表の精査にあたり、特に未執行科目については、複数の者の目によるチェックを強化した。

(3) 富谷高等学校

イ 監査委員の報告の内容

教育財産の使用許可に係る使用料等において、6ヶ月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成21年4月16日から平成21年5月28日までの期間に、学校を外部模擬試験等会場として使用を許可したが、施設使用料及び光熱水費を12月にまとめて調定したものを。

- ・ 件数 8件
- ・ 調定金額 13,871円
- ・ 調定日 平成21年12月21日

ロ 措置の内容

財務規則等の関係諸規定を遵守し処理することを徹底するとともに、外部模擬試験の年間開催スケジュールから処理確認表を作成の上、複数の職員が確認するチェック体制を強化し、事務処理の遅延がないよう対応していくこととした。

○宮城県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。  
平成22年11月16日

宮城県監査委員 内海 太  
宮城県監査委員 佐々木 敏克  
宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

山 根 徹 也 仙台市若林区石名坂84番地の1

ヌテイツ河原町ガーデンスクエア306

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成22年11月16日から平成23年3月31日まで